

諮問番号：令和元年度諮問第51号
答申番号：令和2年度答申第15号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成28年11月21日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく不支給決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求書、反論書及び令和2年6月18日に実施した口頭意見陳述を踏まえた審査請求人の主張の要旨は、以下のとおりである。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）の指定取消処分が効力を生じるのは平成28年11月30日とされているから、それまでは指定介護機関の取扱いをすることになる。
- (2) 本事業所では、適正な介護券に基づいて介護扶助を行っている。平成26年11月の指定当時の違法の有無は、平成28年10月及び11月の不支給の理由とはならない。介護保険法における指定取消処分の効果は、指定時に遡及しない。
- (3) 過去の介護報酬支給分の返還命令と、平成28年10月及び11月分の介護報酬請求が適切か否かは別問題であり、理由とはならない。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 本件事業所の指定取消しに伴う不正請求の認定について

訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業を行う事業所（以下「本件事業所 1」という。）と、居宅介護支援事業を行う事業所（以下「本件事業所 2」という。）は、介護保険法に基づく監査において、指定時以降の全期間について、法令違反や基準違反が認められるとして、介護保険法に基づく指定が取り消され、本件事業所 1 については指定時以降請求し受領した介護給付費の全額について、本件事業所 2 については指定時以降減算請求等を行わず受領した介護給付費について、不正に請求し、受領したものと認められたものである。

(2) 法に基づく処分について

処分庁は、前記(1)の不正請求の認定を受け、法第78条第2項及び生活保護法による介護扶助の運営要領について（平成12年3月31日社援第825号厚生省社会・援護局長通知。以下「局長通知」という。）に照らし、支払済の介護の給付に要する費用については法第78条に基づき徴収するとともに、未支払分の介護の給付に要する費用については不支給とする本件処分を行ったものと認められる。

審査請求人は、介護保険法に基づく不正請求の認定等を不服として、大阪府介護保険審査会に対し審査請求を提起していたところ、令和元年11月7日をもってその請求は棄却された。

(3) まとめ

以上のとおり、本件処分の前提となる不正請求の認定に違法又は不当な点が認められない限りにおいて、本件処分が違法又は不当であるとは認められない。

なお、理由付記について、審査請求人は具体的な記載がなく理由提示義務違反である旨主張しているが、本件処分に係る通知書には、処分の原因となる内容や理由等について、名宛人が具体的に了知できる程度に示されていることから、本件処分に係る理由提示は適正に行われていると認められる。

(4) 上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和2年3月19日	諮問書の受領
令和2年3月30日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：4月13日 口頭意見陳述申立期限：4月13日
令和2年4月10日	審査請求人の口頭意見陳述申立書の受領
令和2年5月14日	第1回審議

令和2年5月28日	第2回審議
令和2年6月18日	口頭意見陳述の実施及び第3回審議
令和2年7月3日	第4回審議
令和2年7月28日	第5回審議
令和2年8月20日	第6回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 法第54条の2第2項は、「介護機関について、別表第2の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。」と定めている。

また、同条第3項は、「前項の規定により第1項の指定を受けたものとみなされた別表第2の上欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の下欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。」と定めている。

また、別表第2は、次のとおり定めている。

(上欄)	(中欄)	(下欄)
その事業として居宅介護を行う者 (後略)	介護保険法第41条第1項本文の指定	(前略)同法第77条第1項若しくは第115条の35第6項の規定による同法第41条第1項本文の指定の取消しがあつたとき (後略)
(略)	(略)	(略)
その事業として居宅介護支援計画を作成する者	介護保険法第46条第1項の指定	(前略)同法第84条第1項若しくは第115条の35第6項の規定による同法第46条第1項の指定の取消しがあつたとき (後略)
(略)	(略)	(略)
その事業として介護予防を行う者 (後略)	介護保険法第53条第1項本文の指定	(前略)同法第115条の9第1項若しくは第115条の35第6項の規定による同法第53条第1項本文の指定の取消しがあつたとき (後略)
(略)	(略)	(略)

(2) 法第78条第2項は、「偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と定めている。

(3) 局長通知の第8の3(3)は、指定介護機関に対する検査後の経済上の措置として、

「ア (前略) 検査の結果、介護サービス及び介護の報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、(中略) 当該介護機関に翌月以降において控除すべき介護の報酬がない場合は、これを保護の実施機関に直接返還させるよう措置すること。

イ 不正又は不当な介護サービス及び介護の報酬の請求があつたが、未だその介護の報酬の支払いが行われていないときは、(中略) すみやかに国保連に連絡し、当該指定介護機関に支払うべき介護の報酬の額からこれを控除させるよう措置すること。

ウ 指定の取消しの処分を行った場合(中略)には、原則として、法第78条第2項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額も保護の実施機関に支払わせるよう措置すること。」

と定めている。

なお、局長通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準である。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

(1) 平成26年10月20日付けで、審査請求人は、処分庁から、介護保険法により、本件事業所1について訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業を行う事業所として、平成26年11月1日を始期とする指定を受けた。

この指定に伴い、本件事業所1は、法第54条の2第2項の規定により、同日付けで、同条第1項の指定を受けたものとみなされた。

(2) 平成28年10月31日付けで、処分庁は、本件事業所1について、前記(1)の介護保険法による指定を取り消した。

この取消しに伴い、前記(1)の法による指定は、法第54条の2第3項の規定により、その効力を失った。

介護保険法による指定取消の通知書には、次のとおり記載がある。

加えて、「偽りその他不正な行為」に基づく支払に対しては、事後的に徴収することができる旨が規定（生活保護法第78条第2項）されていることから、サービス費の支払を受けるには法律上の原因の存在が前提になると解されるところ、本件各請求は、指定時の事情に鑑み、いずれも支払うべき法律上の原因がないため。」

(4) 平成28年11月30日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 指定の取消しについて

本件事業所1は、法第54条の2第3項の規定により、介護保険法による指定の取消しがあったことにより、法に基づく指定についてもその効力が失われたものである。審査請求人は、〇〇〇長に対して、介護保険法に基づく指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護事業所の指定取消処分及び指定居宅介護支援の指定取消処分（以下「介護保険指定取消処分」という。）の取消しを求める審査請求を提起していたが、令和元年11月13日付けで審査請求を棄却する裁決が行われている。そして、審査請求人は、介護保険指定取消処分の取消しを求める訴訟を提起し係争中であるが、本審査会の答申時点において、審査請求人から介護保険指定取消処分が取り消されたとの主張はない。また、諮問書の添付資料からは、介護保険指定取消処分に重大明白な瑕疵があり無効であることをうかがわせるような事情もみられない。したがって、介護保険指定取消処分はその効力を有しており、法に基づく指定についてもその効力が失われたものと認められる。

(2) 不支給決定について

審査請求人は、適正な介護券に基づいて介護扶助を行っており、遡って指定の効力が失われるものではないと主張する。

前記2(2)の介護保険法による指定取消通知に記載のとおり、本件事業所1では、審査請求人が、勤務しない職員を管理者兼サービス提供責任者として配置するとした事実と異なる勤務表を作成して指定申請を行い、指定を受けたことや、タイムカードや書類等を近隣にある審査請求人が運営する有料老人ホーム内の事務所に設置、保管し、また、従業者が事業所において勤務せずに当該有料老人ホームに直接出退勤をする等、指定を受けた事業所の所在地では事業を実質的に運営しておらず不適切な運営が常態化していたことが認められる。

そして、不正の手段による申請により指定を受けたという、指定当初からの瑕疵を理由に介護保険法の指定が取り消されたことから、法の指定は、その始期に遡り効力を失ったのである。

これらの事情を考慮し、平成28年10月審査分及び同年11月審査分の

請求については、支払うべき法律上の原因がないものと解し、法の要件を欠く不適法な請求であるとした処分庁の判断は妥当である。

(3) まとめ

以上のとおり、本件処分について違法又は不当な点はない。よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 船戸 貴美子

委員 前田 雅子